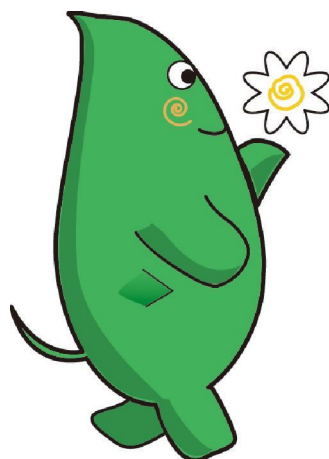


3 . 低所得者の福祉



大和市イベントキャラクター「ヤマトン」

低所得者の福祉

低所得者の福祉		ページ	財 源 内 訳			
			国	県	市	その他
1. 生活保護		82				
(1) 生活保護制度の目的		82	○	担市住 と費居 な相が る当 。分 が者 は 県費 負	○	
(2) 生活保護法の基本原理		82	○		○	
(3) 最低生活保障基準における級地		82	○		○	
(4) 保護の種類		82	○		○	
2. その他		91				
(1) 要生活援護者の相談援助		91			○	
(2) 休日・夜間等の受診票制度		91			○	
(3) 行旅者等援護		91		○	○	
(4) 救急業務失踪医療費の援助		91			○	
(5) 就労支援		91	○		○	
(6) 生活困窮者自立支援事業		91	○		○	
(7) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業		92	○		○	
(8) 健康管理支援事業		92	○		○	

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
	生活保護法	S34. 2	生 活 援 護 課
	〃	〃	〃
	〃	〃	〃
	〃	〃	〃
	生活保護法	S34. 2	生 活 援 護 課
	大和市生活保護法による被保護者の休日、夜間等の診療に関する規則	S53. 3	〃
	行旅病人及行旅死亡人取扱法	M32. 3	〃
	大和市法外援護支給要領	H 6. 4	〃
	生活保護法	H17. 10	〃
	生活困窮者自立支援法	H27. 4	〃
	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給要領	R 3. 7	〃
	生活保護法	R 4. 4	〃

低所得者の福祉

1. 生活保護

(1) 生活保護制度の目的

生活保護法は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とする。

(2) 生活保護法の基本原理

① 国が守るべき事柄

最低生活保障の原理	——	生活に困窮する国民の保護を、国が直接の責任において実施し、自立を助長する。
	——	健康で文化的な最低限度の生活水準を確保する。
無差別平等の原理	——	経済状態だけに着目して保護を行う。

② 保護を受ける側に要請されている事柄

補 足 性 の 原 理 —— 資産・能力・その他あらゆるものの活用、扶養義務者の扶養及び他法による扶助の優先

(3) 最低生活保障基準における級地

大和市は1級地の1

(4) 保護の種類

- | | |
|--------|--|
| ① 生活扶助 | 衣食その他日常生活の需要を満たすことを目的とする扶助 |
| ② 住宅扶助 | 家賃、補修及びその他住宅の維持のために必要な扶助 |
| ③ 教育扶助 | 義務教育に伴う学用品、通学用品、学校給食等に使用することを目的とする扶助 |
| ④ 医療扶助 | 疾病又は負傷の治療に必要な給付を目的とする扶助 |
| ⑤ 介護扶助 | 介護保険の対象者等で介護を受けるために必要な給付を目的とする扶助 |
| ⑥ 出産扶助 | 分べん前、分べん後及び分べんの介助等に使用することを目的とする扶助 |
| ⑦ 生業扶助 | 就労するために必要なもの、高等学校へ通うための就学費や生業に必要な技能の習得等に使用することを目的とする扶助 |
| ⑧ 葬祭扶助 | 火葬・死体運搬・納骨・その他葬祭を行うに必要な費用を満たすことを目的とする扶助 |

最低生活保障水準の事例（月額）

（令和6年4月1日現在）（単位：円）

	標準3人世帯 33歳男 29歳女 4歳子	33歳男 30歳女 9歳子 4歳子	68歳男 65歳女
世帯当たり最低生活費	216,090	256,480	169,900
生活扶助	163,090	199,800	120,900
再掲（冬季加算月額）	4,240	4,580	3,730
障害者加算 重度障害者加算 母子加算 児童養育加算 家族介護料	10,190	20,380	
教育扶助		3,680	
住宅扶助	53,000	53,000	49,000

	68歳女	30歳女 9歳子(小学生) 4歳子	25歳男(重度障害者) 65歳女
世帯当たり最低生活費	117,880	252,540	213,230
生活扶助	76,880	195,860	164,230
再掲（冬季加算月額）	2,630	4,240	3,730
障害者加算 重度障害者加算 母子加算 児童養育加算 家族介護料		23,600 20,380	26,810 15,220 12,760
教育扶助		3,680	
住宅扶助	41,000	53,000	49,000

※1 生活扶助は、冬季加算（Ⅵ区）を年平均月額として算定（冬季加算月額×5か月÷12か月）

※2 就労収入のある場合には、収入に応じた額が勤労控除として控除されるため、現実消費し得る水準としては、生活保護の基準額に控除額を加えた水準となる。

※3 住宅扶助は上限の特別基準額

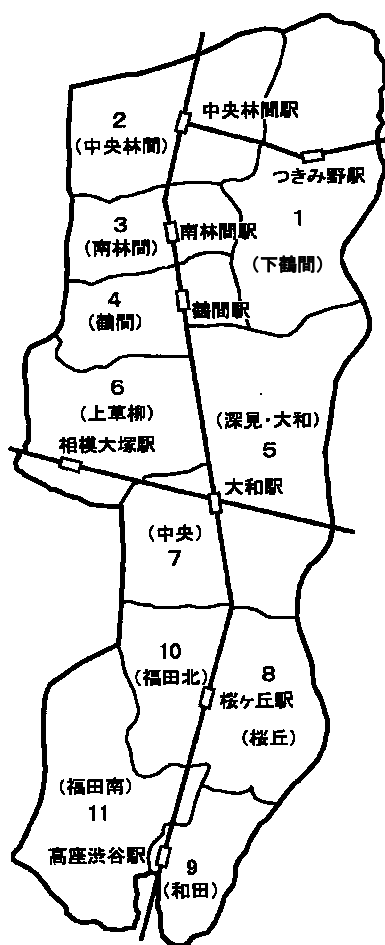
低所得者の福祉

地区別保護世帯状況

(令和6年4月1日現在)

地 区	人 口	被保護世帯数 (世帯)	被保護人員 (人)	地区別保護率 (パーミル)
1. 下 鶴 間 地 区	41,516	95	148	3.56
2. 中 央 林 間 地 区	30,992	116	143	4.61
3. 南 林 間 地 区	29,036	422	507	17.46
4. 鶴 間 地 区	22,428	388	462	20.59
5. 深 見 大 和 地 区	29,019	208	252	8.68
6. 上 草 柳 地 区	15,518	158	205	13.21
7. 中 央 地 区	17,508	174	205	11.70
8. 桜 丘 地 区	9,891	187	249	25.17
9. 和 田 地 区	12,407	277	366	29.49
10. 福 田 北 地 区	14,065	214	286	20.33
11. 福 田 南 地 区	22,600	110	160	7.07
地 区 小 計	244,980	2,349	2,983	12.17
合計(市外の病院・施設・停止含む)	——	3,064	3,654	——

※被保護世帯数、被保護人員数は実数



被保護世帯・人員の推移（停止中の世帯を含む）

		3	4	5			3	4	5
大和市	実世帯数	2,908	2,974	3,064	大和市	実人数	3,683	3,679	3,763
	指数(%)	100.0	102.3	105.4		指数(%)	100.0	99.9	102.2
神奈川県	実世帯数	122,449	123,327	124,447	神奈川県	実人数	153,551	153,433	153,667
	指数(%)	100.0	100.7	101.6		指数(%)	100.0	99.9	100.1

人口・被保護世帯、人員、保護率の状況（停止中の世帯を含む）

		3	4	5
人 口	実数（人）	241,565	242,983	243,626
	指数（%）	100.0	100.6	100.9
被保護世帯・人員	世 帯	2,908	2,974	3,064
	人 員	3,683	3,679	3,763
保 護 率	実数（パーミル）	15.25	15.14	15.45
	指数（%）	100.0	99.3	101.3

保護の扶助別受給人員の推移

	3	4	5
生活扶助	3,506	3,499	3,548
住宅扶助	3,388	3,378	3,427
医療扶助	3,011	3,049	3,171
教育扶助	202	162	162
介護扶助	694	740	746

低所得者の福祉

被保護世帯類型別状況（停止中の世帯を除く）

（令和6年4月1日現在）

		総数	高齢	母子	傷病障害	その他
大和市	実数	3,056	1,660	153	897	346
	構成比（%）	100.0	54.3	5.0	29.4	11.3
神奈川県	実数	124,103	64,442	5,140	32,037	22,484
	構成比（%）	100.0	51.9	4.2	25.8	18.1

内 訳

		単 身 世 帯			
		総数	高齢	傷病障害	その他
大和市	実数	2,546	1,517	793	236
	構成比（%）	100.0	59.6	31.1	9.3
神奈川県	実数	103,574	59,478	28,397	15,699
	構成比（%）	100.0	57.4	27.4	15.2

		2 人 以 上 世 帯				
		総数	高齢	母子	傷病障害	その他
大和市	実数	510	143	153	104	110
	構成比（%）	100.0	28.0	30.0	20.4	21.6
神奈川県	実数	20,529	4,964	5,140	3,640	6,785
	構成比（%）	100.0	24.2	25.0	17.7	33.1

保護費総額の状況（年度総額）

		3	4	5
大和市	保護費（円）	6,425,696,706	6,525,063,955	6,791,478,436
	指 数（%）	100.0	100.2	105.7
神奈川県	保護費（円）	277,484,053,720	278,825,701,418	282,801,023,348
	指 数（%）	100.0	100.5	101.9

※指数及び構成比は小数点第2位四捨五入のため、構成比の合計が100%とならないことがある。

※前ページ及び本ページ全ての資料は「神奈川県の生活保護」と「生活保護統計月報」の県内合計の数値（政令市含む）

保護の開始・廃止世帯の推移

	3	4	5
開 始	407	438	509
廃 止	417	380	432

令和5年度世帯別類型 開始理由

			高齢	母子	傷病 障がい	その他	計
傷病	世帯主		18	3	66	20	107
	世帯員		1	0	1	1	3
急迫保護で医療扶助単給			2	0	1	0	3
要介護状態			3	0	0	0	3
就労収入の 減少・喪失	働いていた者の死亡		0	0	1	0	1
	働いていた者の離別等		3	7	3	1	14
	失業	定年・自己都合	6	3	4	16	29
		勤務先都合（解雇等）	6	1	4	16	27
	老齢による		13	0	1	0	14
	事業不振・倒産		3	1	1	2	7
	その他		6	1	3	13	23
社会保障給付金の減少・喪失			0	0	1	0	1
仕送りの減少・喪失			5	4	5	0	14
貯金等の減少・喪失			89	11	42	71	213
その他（移管等を含む）			21	3	10	16	50
計			176	34	143	156	509

低所得者の福祉

令和5年度世帯別類型 廃止理由

		高齢	母子	傷病 障がい	その他	計
傷病治療	世帯主	0	0	1	0	1
	世帯員	0	0	0	0	0
死亡		149	0	24	4	177
失踪		2	0	6	12	20
就労収入の増加・取得		4	4	12	46	66
働き手の転入		0	0	0	0	0
社会保障給付金の増加		4	0	4	4	12
仕送りの増加		0	0	1	1	2
上記以外の収入増		10	3	6	1	20
親類・縁者等の引取り		3	1	1	3	8
施設入所		3	0	0	0	3
医療費の他法負担		2	0	0	0	2
その他（移管等を含む）		47	6	39	29	121
計		224	14	94	100	432

労働力類型別被保護世帯数の状況

		3	4	5
総数		2,908	2,974	3,064
	停止中	10	9	8
	現に保護を受けた世帯	2,898	2,965	3,056
	稼働世帯	440	467	483
	世帯主が働いている世帯	367	390	412
	常用	230	232	235
	日雇	31	30	36
	内職	23	24	21
	その他	83	104	120
	世帯員が働いている世帯	73	77	71
	非稼働世帯	2,458	2,498	2,573

生活扶助基準額の年次推移（1級地標準世帯）

実施年月日	基準額（円）	改定率	備	考
昭 21. 3. 13	199.8	%		
21. 4. 1	252			
21. 7. 1	303			六地域区分制
21. 11. 1	456			
22. 3. 1	630			
22. 7. 1	912			
22. 8. 1	1,326			
22. 11. 1	1,500			
23. 8. 1	4,100			
23. 11. 1	4,535			三地域区分制
24. 5. 1	5,200			
26. 5. 1	5,826			
27. 5. 1	7,200			
28. 7. 1	8,000			
32. 4. 1	8,850			
34. 4. 1	9,346			
35. 4. 1	9,621			五級地制
36. 4. 1	10,344	107.5		
37. 4. 1	12,213	118.1		
38. 4. 1	14,289	117.0		
39. 4. 1	16,147	113.0		
40. 4. 1	18,204	112.7		
41. 4. 1	20,662	113.5		
42. 4. 1	23,451	113.5		
43. 4. 1	26,500	113.0		
44. 4. 1	29,945	113.0		
45. 4. 1	34,137	114.0		
46. 4. 1	38,916	114.0		
47. 4. 1	44,364	114.0		
48. 4. 1	50,575	114.0		
49. 4. 1	60,690	120.0		四級地制
50. 4. 1	74,952	123.5		
51. 4. 1	84,321	112.5		
52. 4. 1	95,114	112.8		
53. 4. 1	105,577	111.0		
54. 4. 1	114,340	108.3		
55. 4. 1	124,173	108.6		
56. 4. 1	134,976	108.7		
57. 4. 1	143,345	106.2		
58. 4. 1	148,649	103.7		
59. 4. 1	152,960	102.9		
60. 4. 1	157,396	102.9		
61. 4. 1	126,977	80.7		
62. 4. 1	129,136	101.7		三級地制
63. 4. 1	130,944	101.4		(各級地を二区分)

低所得者の福祉

実施年月日				基 準 額 (円)	改定率	備	考			
					%					
平	1.	4.	1	136,444	104.2	↑	↑	↑	↑	
	2.	4.	1	140,674	103.1					
	3.	4.	1	145,457	103.4					
	4.	4.	1	149,966	103.1					
	5.	4.	1	153,265	102.2					
	6.	4.	1	155,717	101.6					
	7.	4.	1	157,274	101.0					
	8.	4.	1	158,375	100.7					
	9.	4.	1	161,859	102.2					
	10.	4.	1	163,316	100.9					
	11.	4.	1	163,806	100.3					
	12.	4.	1	163,970	100.1					
15.	4.	1	162,490	99.1	33歳男・29歳女・4歳子	標準三人世帯	水準均衡方式	年齢別・世帯人員別 基準組合せ方式	三級地制 (各級地を二区分)	
25.	8.	1	156,820	96.7						
26.	4.	1	155,840	99.4						
27.	4.	1	150,113	96.3						
28.	4.	1	150,113	100.0						
29.	4.	1	150,113	100.0						
30.	4.	1	150,113	100.0						
31.	4.	1	148,903	99.1						
令	2.	4.	1	149,786						100.5
	3.	4.	1	148,566						99.1
	4.	4.	1	148,566						100.0
	5.	4.	1	148,566						100.0
6.	4.	1	148,566	100.0						

2. その他

(1) 要生活援護者の相談援助

生活上の様々な問題を抱えて相談に見える人々に対し、生活保護法以外の法律及び施策による援護制度の活用、専門機関への紹介等により、問題解決の助言等を行う。

(2) 休日・夜間等の受診票制度

被保護者は、医療券の交付を受け、指定医療機関で受診するが、休日・夜間等市役所執務時間外に受診する場合は、「休日・夜間等受診票」を指定医療機関窓口へ提示することにより受診できる。

(3) 行旅者等援護

行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づき、行旅病人・死亡人及びその同伴者の援護に当たる。

取扱件数

	3	4	5
行 旅 病 人	0	0	0
行旅死亡人	0	1	0

(4) 救急業務失踪医療費の援助

救急業務で、行旅人が病院等で応急の診断をしたが、手持金がなく支払いが出来ない場合や、そのまま失踪した場合に当該病院医療に対し援助する。

取扱件数

	3	4	5
件 数	1	1	0

(5) 就労支援

就労支援員により自立に向けた就労の支援を行う。

就労開始及び増収につながった人数

	3	4	5
件 数	64	61	56

(6) 生活困窮者自立支援事業

生活困窮者自立支援法に基づく生活保護の前段階のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援事業により、様々な理由で経済的な困窮状態に陥っている方の相談を受け、支援を行う。

事業の一部は、大和市社会福祉協議会に委託して実施。

	3	4	5
自立相談支援の相談者数	254	713	722
支援プラン作成件数	10	4	23
住居確保給付金支給者数	102	64	8
一時生活支援申請者数	0	0	5
就労準備支援対象者数	9	10	6
子どもの生活支援対象者数	104	86	85

低所得者の福祉

(7) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を踏まえ、生活に困窮する世帯の就労による自立を図るため、自立支援金の支給を行う。

(令和3年7月から大和市社会福祉協議会に一部委託して事業開始、令和4年度に事業終了)

	3	4	5
初回支給決定件数	310	142	—

(生活援護課)

(8) 健康管理支援事業

基本健康診査の結果等より、医療と生活の両面から必要な支援を行い、被保護者の自立促進及び医療扶助の適正化を行うことを目的として実施する。(令和4年4月から事業開始)

	4	5
相談支援件数	581	745

(生活援護課)